

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、単身で住み込み、石工職人として墓石の設置作業に従事していた。

請求人によると、被災者は、会社で働き始めた直後から会社代表取締役の妻から、仕事ばかりでなく人格をも否定される発言を継続的に受けるようになったという。

被災者は、声が出ないという症状が出現したため、平成〇年〇月〇日、家族のいるD県に帰り、翌〇日、E医院に受診し「うつ病」と診断され、同月〇日には、Fホスピタルに転医し「うつ病」と診断された。

被災者は、同年〇月〇日、自宅クローゼットの中で縊頸を図り死亡した。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、直接死因：窒息、直接死因の原因：縊頸、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者は、平成〇年〇月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」に加え、「F44.4 解離性運動障害」（両疾病を併せて、以下「本件疾病」という。）を発病していたとされている。当審査会としても、被災者の状況、精神症状の推移等に鑑み、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間

労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (4) 本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、請求人らは、①会社就職後1週間頃の時期に業務中に腰を痛めたこと及び時期は不明だが業務中に落ちてきた毒虫に噛まれたこと(以下「労災負傷事故」という。)、②専務から「Dで怠けていたんじゃないか」、「日当分働いていない」、「給料出すだけ損」等の暴言を受けたこと(以下「上司による嫌がらせ、いじめ」という。)、③会社への就職に際して、被災者が支度金を受け取るようになっていたのに専務から拒否され、暴言を受けたこと(以下「前借金問題」という。)、④専務から「仕事にもう来なくていい」と言われたこと(以下「解雇、退職強要発言」という。)の出来事を挙げている。

ア 「労災負傷事故」については、認定基準別表1の「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみることができるが、負傷の程度はいずれも軽度のものであると認められることから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)の①に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は、「弱」程度と判断する。

イ 「上司による嫌がらせ、いじめ」については、専務の発言内容は、被災者の作業状況、取組状況をみての指導、叱責であり、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみることができるが、被災者の業務従事期間は短期間で、当該出来事によって業務に大きな支障を来したものと認められないことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)の②に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」程度と判断する。

なお、「前借金問題」については、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)の③に説示されているとおり、上記の「上司とのトラブルがあった」に包含されるものとするのが妥当であると判断する。

ウ 「解雇、退職強要発言」については、当審査会において関係資料を精査したが、会社関係者から被災者に対し、解雇ないし退職強要を意味する発言があったとは認められず、出来事として評価することはできない。

エ なお、労働時間について、請求人らは、被災者が長時間労働を行っていた旨主張するが、長時間労働を示す証拠はなく、心理的負荷の強度を修正する要素として考慮するまでもない程度であるとする審査官の判断は、妥当なも

のであると判断する。

オ その他、請求人らは、出来事後の状況の評価に共通の視点として、炎天下での屋外作業を挙げているが、暑熱による著しい職場環境の悪化があったと認めることはできず、総合評価を強める要素とは認められないと判断する。

(4) 以上のとおり、被災者の業務による出来事の心理的負荷の総合評価は、「中」が一つ、「弱」が一つ認められ、心理的負荷の強度の全体評価は「中」と判断され、「強」には至らないものであり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。